

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のBクリニック（以下「事業場」という。）に雇用され、受付等の医療事務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月頃から勤務中に胃の痛みを感じるようになり、同年〇月〇日、Cクリニックを受診し、「胃潰瘍」と診断された。
また、請求人は、事業場を退職後の同年〇月〇日、D耳鼻咽喉科を受診し、「右顔面帯状疱疹」（以下「帯状疱疹」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が請求人に発症した胃潰瘍及び帯状疱疹は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した胃潰瘍及び帯状疱疹が業務上の事由によるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、事業場の人間関係によるストレス、パワーハラスメント、嫌がらせ、いじめが原因となって、胃潰瘍及び帯状疱疹を発症した旨主張している。
- (2) ところで、労働者に発症した疾病が業務上であると認められるためには、現在の医学的知見により一般的に業務との相当因果関係が認められている労働基準法施行規則別表第1の2（以下「別表」という。）に掲げられた疾病であることが必要であるところ、請求人に発症した本件疾病については、別表第1号から第10号までに規定されていないことから、同第11号「その他業務に起因することが明らかな疾病」に当たるか否かを判断することとなる。そして、業務に起因することが明らかな疾病に当たると認められるためには、業務と上記疾病との間に相当因果関係があることが客観的に認められることが必要であるとされている。
- (3) E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「平成○年○月○日に胃カメラを施行し、胃潰瘍と診断した。発症原因及び発症機序は不詳であり、業務との因果関係も不明である。」と述べている。
- (4) F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「平成○年○月○日初診日に、右顔面（前額部）に限局性の発赤腫脹とその中の複数の痂皮と疼痛があり、臨床的に帯状疱疹と診断した。発症原因及び発症機序については、神経節に潜伏感染していた水痘帯状疱疹ウィルスが再活性化して発症すると考えられている。ウィルスの再活性化には、免疫が関係していると考えられるが、ストレスで免疫が低下するか不明であるから、業務との因果関係は不明である。」と述べている。
- (5) 以上の両医師の所見等を踏まえ、G医師は、平成○年○月○日付け意見書に

において、要旨、「胃潰瘍に関しては、上部消化管内視鏡検査では、萎縮性胃炎の所見を認めており、過去にヘリコバクター・ピロリ感染が存在したと考えられる。萎縮性胃炎を認めることから胃潰瘍にり患しやすい状況であったと考えられ、物理的・身体的ストレスや精神的・心理的ストレスも胃潰瘍の誘因となる。また、帯状疱疹に関しては、誘因としては、過労や膠原病、悪性腫瘍などの宿主の免疫能が低下する疾患の合併などが挙げられる。業務との間に相当因果関係を認めるのは困難であると考えられる。」と述べている。

(6) 請求人は、事業場の人間関係によるストレス、パワーハラスメント、嫌がらせ、いじめが原因となって、胃潰瘍及び帯状疱疹を発症した旨主張しているが、決定書理由で説示のとおり、当審査会としても、G医師の意見は妥当なものであり、請求人の業務と本件疾病との間に相当因果関係を認めるのは困難であり、請求人に発症した胃潰瘍及び帯状疱疹を業務上の事由によるものであると認めることはできない。

(7) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。